

共済医療保障プラン

団体総合生活補償保険
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特長

- JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が約21.3%割安となります。(団体割引25%、損害率による割増5%適用))
- 傷害補償特約に「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によってケガをした場合にも保険金をお支払いします。
- 疾病補償特約に「特定精神障害補償特約」が自動セットされています。
- 病気・ケガでの日帰り入院から補償します。
- 業務中・業務外にかかわらず補償対象となります。(海外入院も対象)
- 医師の診査は必要なく、簡単な告知だけでご加入いただけます。
- 共済組合員本人だけでなく、配偶者・お子さまもご加入いただけます。
※共済組合員本人がご加入でないときは、配偶者・お子さまもご加入いただけません。
- 保険期間は1年の継続型で、ご退職後(共済組合脱会後)も継続できます。
ライフプランに合わせて1年ごとに補償内容の見直しができます。
※給付金額を増やす場合は、再度告知が必要となります。
- 疾病については、1回の入院につき180日を限度として給付、支払対象期間は入院を開始した日からその日を含めて1,095日となります。傷害については、1事故につき180日を限度として給付、支払対象期間は事故の発生の日からその日を含めて180日となります。
- 病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中の手術・放射線治療(病気のみ)の場合は入院給付金(日額)の10倍、入院中以外の手術は入院給付金(日額)の5倍を給付します。

給付内容

●入院給付金(入院日額を選択)

本人・配偶者：10,000円・8,000円・
5,000円・3,000円
こども：5,000円・3,000円

*疾病：入院支払限度日数180日・
支払対象期間1,095日・免責期間0日
傷害：入院支払限度日数180日・
支払対象期間180日・免責期間0日

*保険期間は一年の継続型なので、ライフプランにあわせ増額も可能です。(増額の場合は、再度告知が必要となります)

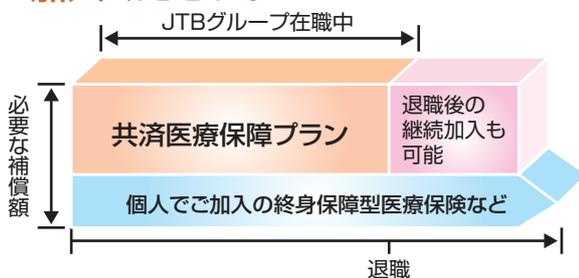
●手術給付金

入院中の手術・放射線治療(病気のみ)：入院給付金
(日額)の10倍

入院中以外の手術：入院給付金(日額)の5倍

*病気・ケガで所定の手術(公的医療保険制度対象手術等)を受けた場合、上記の金額を給付

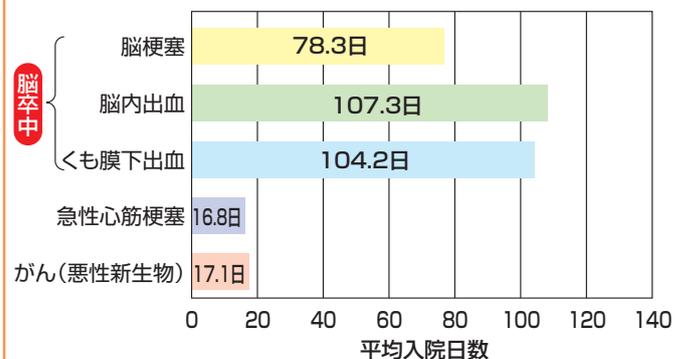
●個人の医療保険と組み合わせ、 ご加入ください。



病気による入院日数データ

◆がん・急性心筋梗塞・脳卒中の 平均入院日数

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での
長期の入院は、家計を圧迫する要因と
なってしまう場合があります。



*平成29年
厚生労働省「患者調査 退院患者平均入院日数」

病気・ケガの日帰り入院から補償します。配偶者・お子さまもご加入いただけます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P19～20)をご確認ください。

傷害・疾病入院給付金(日額)と月額掛金

- 掛金は男女共通です。
- 現在ご加入の方で、入院給付金額(日額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 天災危険補償特約・特定精神障害補償特約セット

(掛金の単位:円)

加入タイプ		A	B	C	D
対象	本人・配偶者	○	○	○	○
	子ども			○	○
傷害・疾病入院給付金(日額)		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
傷害・疾病手術給付金		入院中の手術: 入院給付金(日額)の10倍 入院中以外の手術: 入院給付金(日額)の5倍			
疾病放射線治療給付金額		10万円	8万円	5万円	3万円
2025年1月1日時点の満年齢 男女共通月額掛金	0(生後15日以上)～4歳	2,610	2,090	1,310	790
	5～9歳	1,320	1,050	670	400
	10～14歳	1,230	980	620	370
	15～19歳	1,150	920	580	350
	20～24歳	1,290	1,030	650	390
	25～29歳	1,610	1,290	810	490
	30～34歳	1,860	1,490	940	560
	35～39歳	1,930	1,540	970	580
	40～44歳	1,920	1,530	970	580
	45～49歳	2,240	1,790	1,120	670
	50～54歳	2,930	2,350	1,470	880
	55～59歳	3,900	3,120	1,960	1,170
	60～64歳	5,480	4,380	2,740	1,650
	65～69歳	7,500	5,990	3,750	2,250
	70～74歳	11,410	9,130	5,710	3,430
75～79歳	18,140	14,510	9,080	5,450	
80～84歳	30,560	24,450	15,290	9,170	
85～89歳	44,690	35,750	22,350	13,410	

※この掛金は、被保険者(本人)が5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)、損害率による割増5%適用で算出しております。
 ※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「入院保険金日額」を「入院給付金(日額)」、「手術保険金」を「手術給付金」、「放射線治療保険金」を「放射線治療給付金額」と記載しております。
 ※このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
 ※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。
 ※退職者(退会者)の継続加入制度では掛金が異なります。詳細は取扱代理店へお問合わせください。

<サービスのご案内>

「共済医療保障プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談/面談専門医のご紹介/"がん"粒子線治療のご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER(テスター))
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
 ※保険請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
 ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

共済医療保障プラン 取扱内容

■加入資格

2025年1月1日において0歳(生後15日)以上のJTB共済組合員ご本人、および配偶者、ごども。
ただし、配偶者、ごどもだけのご加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。
(注)健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2025年1月1日午後4時～2026年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(3月給与から控除開始)

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害・疾病補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。
(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院 保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害手術 保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についての1回手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	(3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア.乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ.乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (*1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (*2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた掛金のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
※上記「税法上の取扱い」は今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■退職時のお取扱い

- 退職後の継続加入制度があります。掛金、払込方法が異なりますので、詳細は取扱代理店へお問合わせください。
- 退職時に移行後の引受保険会社所定の条件を満たす場合に、退職時における補償内容の範囲内で、改めて健康状態についての告知を行なうことなく終身の個人保険に移行いただけるお取扱いがあります。
※個人保険の内容は、損害保険の団体契約と異なります。個人保険の内容(補償範囲、保険金額等)・手続き・移行後の引受保険会社等の詳細については、移行時にご案内いたします。
- ※本取扱いは、移行後契約の契約日時時点の年齢が75歳以下(終身払の場合は85歳以下)で団体総合生活補償保険に2年以上ご加入いただいている方が対象となります。
- ※本取扱いは今後変更となることがあります。
なお、本取扱いについては取扱代理店までお問合わせください。

Jスファア家族支援共済制度
ライフサポートプラン
共済医療保障プラン
長期所得補償プラン
がん・生活総合補償プラン
申込方法

支払対象期間: 傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
手術保険金支払対象期間: 事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病(病気といえます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょ期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査(生検、腹腔(くう)鏡検査等)のための手術 ・吸引および穿刺などの処置 ・神経ブロック ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術 ② 先進医療(*)に該当する診療行為(*) (*) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 (*) 体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険期間の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ② 先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間: 疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間: 入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間: 入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

(取扱代理店) 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイビルディング8F
TEL: 0120-981-756

(引受保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL: 050-3461-0076 FAX: 03-6748-7876